

速記録

平成29年度 淀川水系流域委員会地域委員会（第2回）

日 時 平成29年12月19日（火）

午後2時01分 開会

午後3時59分 閉会

場 所 大阪合同庁舎第1号館（近畿地方整備局）

第1別館 304会議室

[午後2時01分 開会]

1. 開会

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 吉田）

それでは、定刻となりましたので、これより平成29年度淀川水系流域委員会地域委員会（第2回）を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます近畿地方整備局河川計画課の吉田でございます。よろしく申し上げます。

本日のご出席の委員でございますけれども、全委員10名中、現在のところ7名。多田委員についてはご欠席、上田豪委員は少し遅れるという連絡をいただいているところでございますが、定足数は達していますので委員会として成立していただきますことをご報告させていただきます。

議事に入ります前に、配布資料の確認及び会議運営にあたってのお願いをさせていただきます。

まず配布資料ですが、お手元の配布資料リストに記載しております6点でございます。不足資料等ございましたら、事務局までお申しつけください。

続きまして、会議運営にあたってのお願いでございます。1つ目、発言の記録は、会議の進行に支障を来さない範囲でお願いします。会議中における一般傍聴者及び報道関係者の方のご発言は認められておりませんので、ご発言はお控えください。一般傍聴者からのご意見につきましては、委員会の後半でお伺いする時間を設けております。また、近畿地方整備局のホームページや郵送でもお受けしておりますのでご活用ください。携帯電話等につきましては電源を切るかマナーモードに設定し、会議中の使用はお控え願います。会議の秩序を乱す行為、または妨げとなる行為はしないようにお願いします。会議の進行に支障を来す行為があった場合には傍聴をお断りしたり、退室をお願いしたりする場合がありますので、あらかじめご了承ください。最後ですが、報道関係の方のカメラ撮りはこれまでとさせていただきます。

それでは、議事に移らせていただきますので、中谷委員長、よろしくお願いいたします。

2. 議事

淀川水系河川整備計画に基づく事業等の進捗点検結果について（猪名川）

○中谷委員長

それでは、進めさせていただきます。

委員の皆様、ご出席ありがとうございます。

今日は猪名川についての進捗点検ということで、まずは配られております資料－1－1の「近年における『社会情勢の変化・地域の状況』」というところを進めさせていただきますので、事務局から説明をお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山口）

猪名川河川事務所の所長の山口です。よろしく申し上げます。座ってご説明させていただきます。

お手元にお配りしてあります資料－1－1をご覧ください。表紙をめくっていただきまして、まず最初ですが、「近年における「社会情勢の変化・地域の状況」」からご説明させていただきます。

2ページ目をご覧ください。

「人口の動向」についてということで、猪名川流域につきましては、特に国が管理しております区間、自治体で申しますと大阪府の池田市、豊中市、また兵庫県の川西市、伊丹市、尼崎市になりますけれども、その流域では高度成長期に顕著に市街化が進んでいるというような状況でございます。

航空写真の緑色で着色している場所が、地域が市街地になっているところを示してございます。右端の昭和59年の写真を見ていただきますと、市街化が飽和状態になっているのが見て取れるかと思えます。

また、航空写真の下のグラフを見ていただきますと、人口の動向につきましては、市街化が広まるとともに高度成長期に顕著な増加を示しておりますが、近年は横ばいの状況でございます。

続きまして、3ページ目をご覧ください。「流域における水害リスクのクローズアップ」ということでございます。

市街地が広がっている猪名川の流域の下流部におきましては、平地に人口と資産が集中しております。また、右側の航空写真を見ていただきますと、関西の主要な交通施設でございます大阪国際空港や阪急神戸線が流域の氾濫エリアに立地しているというような状況になってございます。合わせまして、人口の高齢化も進んでいることから、水害が発生したときに逃げ遅れに対するリスクが非常に高い状況になっているというふうに認識しております。

続きまして、4ページ目をご覧ください。「薄れる水防災意識」についてということ

でございます。

猪名川の流域では、近年、幸いにも大きな災害には見舞われていないのですが、過去の出水に関する記憶が薄れつつあるというふうに感じております。

囲みの下のグラフに猪名川の基準観測点である小戸^{おおべ}の年最大水位を示しておりますが、氾濫危険水位を超えるような出水が30年以上発生していないというような状況になっています。なお、氾濫危険水位につきましては、河川が氾濫する恐れがあつて安全に避難するための避難を開始すべき水位ということで、避難時間を考慮して設定している水位になってございます。

また、下のグラフになりますけれども、平成28年に住民への防災意識調査をさせていただいております。流域に住む約6割の方が、堤防から水が溢れたり、また堤防が決壊するなどのリスクの存在を考えたことがないと回答しております。防災への意識が低くなっているというような状況になってございます。

続きまして、5ページをご覧ください。「活発な河川利用・地域との交流」についてでございます。

猪名川の流域では、早くから市街化が進んだこともございまして、左上の図をご覧くださいますと、河川空間に多くの公園が立地しているというような状況になっています。特に国が管理している区間の高水敷につきましては約3分の2が自治体が公園として占用しておりまして、右上のグラフに利用者数を示しておりますが、年間約40万人の方が利用しているというような状況になってございます。また、NPOなど流域で活動されているさまざまな団体と交流も盛んにさせていただいております。これらの団体に協力をいただきながら、猪名川のクリーン作戦だとか、また水質の一斉調査などの各種イベントを実施させていただいているというような状況でございます。

それでは、6ページ目をご覧ください。ここからは「今後の河川整備の新たな視点」といったことをご説明をさせていただきます。

7ページ目でございます。「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく猪名川における取り組みということでございます。

先ほどご説明させていただいたように、流域住民の高齢化や薄れる水防災意識に伴いまして、逃げ遅れに対するリスクが高くなってきているというふうに感じております。また、流域の下流部には人口や資産が集中し、主要な交通施設を抱えるというような状況になってございます。

このような状況の中から、逃げ遅れゼロ、また社会経済被害の最小化を目指すために、平成28年8月19日に沿川自治体などと猪名川・藻川大規模氾濫に関する減災対策協議会を設立しております。こちらについては、平成32年度までの5年間で目標を達成するという

ことで、ハード対策とソフト対策の一体的な取り組みを開始させていただいております。

それでは、8ページ目をご覧ください。

特にその中でも猪名川と藻川に囲まれました島の内地区につきましましては、一たび大規模な氾濫が発生しますと、浸水の水位が高く、その継続時間も長くなるということで、非常に水害リスクの高い地域となっております。そのため、島の内水害に強いまちづくりプロジェクトというものを進めております。このプロジェクトは、排水ポンプ車による排水作業を円滑に行うための堤防の拡幅だとか、避難時間を稼ぐための法尻の補強や堤防天端の舗装などの堤防強化、また防災拠点の整備といったようなことを進めさせていただいております。

続きまして、9ページ目をご覧ください。「外来植物対策の取り組み」についてでございます。

NPO団体などと連携しまして外来植物の駆除を実施しております。左下のグラフを見ていただきますと、駆除を実施している参加人数につきましましては年々増加しているという状況になっております。

しかしながら、外来植物の占有率は、減少している区域もあるものの、中央のグラフを見ていただきますと、猪名川全域で見ると、横這いの状況でございます。

これまでの取り組みを踏まえながら、引き続き、河川レンジャーの活動だとか、さまざまなイベントを通じながら外来植物対策についても進めていきたいというふうに考えております。

それでは、最後になりますけれども、10ページ目をご覧ください。「地域への積極的な情報発信の取り組み」についてでございます。

全国で行っております「水辺で乾杯」を初めといたしまして、地域での行事や学校での出前講座など、さまざまな機会を通しまして、猪名川の水質や水害リスク、外来植物に対する取り組みなどの情報発信をして参っております。

今後も積極的、効果的な広報活動になるように、開催時期や内容を工夫しながら、引き続き情報発信を行って参りたいというふうに考えております。

以上でご説明を終わらせていただきます。

○中谷委員長

説明、ありがとうございます。

それでは、委員の皆様、ただいまの説明に関してご質問なりご意見なりありましたら伺いますが、いかがでしょうか。

では、見ていただいている間に。後の治水のパートにも関係するんですけど、4ページに水位のグラフを付けていただけていますが、河道の整備なり、ボリュームの大きな掘削とか、このグラフの横軸でいいますと大きな事業をされてたのは大体どの辺に当たるかとかはわかるでしょうか。

といいますのは、よくダムの効果を表すときに「もしダムがなければ、水位はもうちょっと高かった」的な、そのような表示の仕方をするとうかかなと。ちょっとややこしい言い方ですけども、例えば「昭和の時代に一通り改修は終わりましたよ」とか、わかる範囲で教えていただければと思うのですが。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 副所長 沢村）

猪名川河川事務所副所長の沢村と言います。よろしくお願いいいたします。

このグラフの一番最初の昭和59年の時点では、一庫^{ひとくら}ダムが運用を開始しているのがその前の年の昭和58年からでございますので、もう既に一庫^{ひとくら}ダムはあるという形になってございます。

あと、川の河道を広げたり、そういった河川改修は逐次進めてきておりますので、顕著にどこかの時点で流れが良くなったといったことは表現しづらく、だんだん流下能力は大きくなってきているというのが事実でございます。

○中谷委員長

目標のところに達したのは、この下に書いてもらっている年数でいいますと、どの辺ですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 副所長 沢村）

治水のところが出てきますけど、最終の整備計画の目標はまだでございます。川西池田の築堤工事が平成23年に完成しておりますして、平成23年から河道の状態としては少し変わっているのかもわかりません。

○中谷委員長

はい、ありがとうございます。

他に。はい、どうぞ。

○須川委員

4 ページの防災意識について、上流の兵庫県の県管理区間では、氾濫が頻繁に起こるんで、もっと防災意識は高いのではないかと思います。下流部の方は、おっしゃっているとおり、水害が30年間なかったということでこういう傾向なのかなと理解をしました。協議会とかといった話を後でされると思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 副所長 沢村）

先ほど申しましたように、直轄管理区間は川西市、伊丹市、尼崎市、池田市、豊中市ですけれども、川西市に県管理区間の地域も含まれておりまして、今回の調査につきましてはその氾濫区域に住まれている方のデータも入っております。ただ、そこを抜き出してどうかという話になりますと、若干傾向が違うというのはご指摘されているとおりのかと思えます。県の方でもこういった減災対策の取り組みはやっていきますので、そこでまた県といろいろ意見交換なりしていきたいなというふうに思います。よろしくお願ひします。

○中谷委員長

はい、平山委員、どうぞ。

○平山委員

同じく4 ページの意識の調査なんですけれども、Phase 1 から5 まであって、その隣の「率先活動者」というのは、意識を問う調査でなぜ行動しているかどうかわかるんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 副所長 沢村）

率先活動者というのは、このPhase 5 よりも上と言ってはなんですけれども、「私は積極的に情報を取り入れて、防災活動も熱心にやっていますよ」という方が実際いらっしゃいまして、そういった方が数字として挙がってきているということでございます。ですから、このPhase 5 は対象行動を実行する程度なんですけれども、例えば地域で防災をやられている方の中には周りに声を掛けたりする役目を持っている方もいらっしゃいますので、そういった方がその率先活動者という形になってございます。

○平山委員

わかりました。異議はないですけれども、Phase 5 との違いがよくわからないなと思ひます。

○中谷委員長

今の話は、具体的に設問か何かを。どういう感じだったんでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 総括保全対策官 刈谷）

猪名川河川事務所の総括保全対策官の刈谷と申します。

このアンケート調査は、それぞれいろんな項目といたしますか、状況に合わせた質問を投げ掛けております。当然その中で「はい」とか「いいえ」で答えていただくんですけども、ある質問に来ると、Phase 1で終わる質問だとか、それに「はい」と答えられてPhase 2へ移動するだとかというような形で、それぞれの設問の状況に応じてPhaseが分かれていくというような質問形式を取っております、先ほどもありました「率先活動者」と言われる方は、Phase 5で終わるのではなくて、まださらに行動できるというようなアンケートの結果に基づいてそれぞれ区分けさせていただいたものです。

○中谷委員長

はい、ありがとうございます。

委員の皆様、他にどうでしょうか。そうしましたら、また後のパートで合わせてということでも結構ですし、その都度質問なりご意見なりいただければと思います。

それでは、今の資料-1-1に関しては一旦これまでとさせていただきます。あと2から6まであるのですが、全部ということではなしに、「人と川とのつながり」と「河川環境」、その2つのパートでまず進めさせていただきますので、事務局から説明をお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 総括保全対策官 刈谷）

総括保全対策官をしております刈谷でございます。

それでは、資料-1-2「人と川とのつながり」から説明させていただきます。

1ページですけれども、この資料の作り方としまして、最初に点検項目の一覧を記載させていただきまして、その項目ごとに「進捗有り」「進捗無し」「該当無し」というように表しております。「進捗有り」について2ページ以降の資料を作っているものでございます。

それでは、2ページです。こちらの資料は「全体像」「実施方針」「実施内容」「結果」というように大きく4つに分けております。「全体像」というのは整備計画の内容、「実施方針」というのは取り組み方法、「実施内容」というのは具体的な取り組み内容、「結果」はその結果というような表示にしております。

それでは、2ページ、個別のことについて説明させていただきます。

猪名川流域意見交換会というものを毎年1回開催している状況でございます。あと、植

物観察会、野鳥観察会、防災学習、外来植物に関する出前講座を行い、例えば平成28年度のまるごとまちごとハザードマップの出前講座には51名の参加があったということでございます。

3 ページです。

「住民団体との連携」ということで、先ほども説明させていただきましたが、代表的な事例としまして「猪名川クリーン作戦」、これは清掃活動でございます。あと、「水環境交流会」。これは水質の改善についての交流会でございます。あと、「水環境パネル展」。これは絵画等の展示を行っているものでございます。こういった取り組みを行っているということです。

続きまして、4 ページです。

「河川レンジャーの充実」ということで、河川レンジャーの活動として、左下にありますように、「数珠つなぎインタビュー」。これは、流域で活動している団体を紹介して新たな交流につなげるといった目的で取り組んでいるものでございます。あと「いながわの『い〜な』」ですが、これは猪名川に親しみを持ってもらうために写真、絵画を募集し、展示、表彰を行ったものでございます。

猪名川におきましては、レンジャーの現在の在籍数は1名、協力員の方は4名ということです。

続きまして、5 ページ。

「子どもたちの関わりの促進」ということで、流域の子どもたちへ川に対する関心を高めることができるように、出前講座や「猪名川の愛護セミナー」、これは水生生物調査なんです、そういったものを行っております。学校行事の一環として取り組んでいる学校もありまして、好評を得ている状況でございます。これにつきましては、今後も引き続き行っていこうというものでございます。

6 ページです。「情報発信の充実」です。

ホームページのリニューアルを行い、使い勝手のよい工夫を行っております。また、メールマガジンの配信ではイベントや工事の情報を提供しております。

新たな取り組みといたしまして、洪水時に主体的な避難を促進するためにプッシュ型による洪水予報の配信を始めております。

7 ページです。

「住民に関心を持ってもらうための取り組み」としまして、「猪名川堤防パワーアッ

「説明会」を開催しております。ここでは、過去の水害、これまでの治水対策及び今後の取り組みについての説明をしております。あと、過去に行われた治水事業の節目に、災害リスクを再認識してもらうためにパネル展を開催しております。これは「アニバーサリープロジェクト」というもので、写真入りで記載しているものでございます。

8 ページです。

「小径、「歴史文化の薫る散歩道」の整備」ということで、これまでに85.8%が整備済みとなっております。空間利用調査では、河川利用の約68%が散策等で利用しているという状況でございます。

9 ページです。

「憩い、安らげる河川の整備」ということで、猪名川には多くの河川敷の公園がございますけれども、公園へ安全にアプローチできるように手すりを設置したというもので、右側の写真がそれを示しております。

10 ページです。

「破堤氾濫に備えたわかりやすい情報発信」ということで、まるごとまちごとハザードマップを、自治体と調整の上、整備をしております。平成28年度には1カ所減っているんですが、これは自治会館の廃止に伴い撤去したため1カ所減ということになっております。

11 ページです。「関連機関との連携」です。

防災に関して、猪名川・藻川大規模氾濫に関する減災対策協議会を平成28年に設立し、平成28年度末までに8回実施しているというものでございます。

12 ページです。

「上下流交流の促進」ということで、一庫^{ひとくら}ダム水源地域ビジョン推進協議会主催で、美しい猪名川・^{ちみょうこ}知明湖の再生を目指す取り組みとしまして、^{ちみょうこ}知明湖^{ひとくら}というのは一庫ダム湖の愛称なんです、^{ちみょうこ}知明湖に流入した流木を活用した流木ペインティングを実施し、参加者からは好評を得ているという状況でございます。

以上が資料-1-2「人と川とのつながり」でございます。

引き続きまして、資料-1-3「河川環境」に移らせていただきます。

「河川環境」につきましては、3 ページから説明させていただきます。

「外来種対策の実施」ということで、猪名川における外来種は主に植物が問題となっております。河川協力団体と連携して駆除活動を行っている状況でございます。この結果、区間ごとではありますけれども、占有率は減少しているというところでございます。減少し

ている原因としましては、河道掘削。これは改修工事なのですが、それと先ほど申しました駆除活動、その2つの要因で減少しているというふうに考えているところでございます。

4 ページです。

「良好な景観の保全・創出の取り組み」ということで、^{ひとくち}一庫ダムについてですが、洪水期制限水位以上での裸地が課題となっているということですが、最近は早期に植生が繁茂している状況になっております。

5 ページです。「良好な景観の保全・創出の取り組み」でございます。

ホームページに不法投棄禁止の啓発を行うとともに、現地で看板を設置しております。不法耕作につきましては、平成25年度以降行われておらず、0㎡を維持している状況でございます。

6 ページでございます。「河岸一陸域の連続性の確保」ということで、これは横断方向に係るものでございます。

多様な生き物がすむ身近な河川環境の回復を目指して礫河原の再生を進めており、引き続き取り組んでいくことにしております。

7 ページです。「河川の連続性の確保」ということで、今度は縦断方向でございます。

魚道がなく、連続性が確保されていない堰については、平成26年度に池田床固に魚道を設置したことにより全ての堰について魚道が設置されております。モニタリング調査では、全ての堰において遡上が確認されているということでございます。調査の結果につきましては右側に示しております。

8 ページです。「流況の平滑化に対する河川環境の改善」です。

フラッシュ放流による土砂還元を行うことにより石に付着している藻を洗い流すことで、魚類の生息環境の改善に寄与していると考えております。また、魚類生息等に必要な流量を流すために、ダムの弾力的管理試験により流量を確保してございます。

9 ページです。「河川環境上必要な流量を確保するための流況・位況の改善」でございます。

例年、必要に応じた河川流水の補給を行っているということで、右下のグラフの青の着色している部分がダムからの補給量を示してございます。

10 ページです。「水質負荷と環境影響についての流域的な現状把握」です。

水質測定計画等によって水質測定を実施しております。その結果ですけれども、重金属、ダイオキシン類等の有害物質は観測されておられません。BODの年75%値は、全観測所で

環境基準以下というふうになってございます。

11ページです。「水質負荷と環境影響についての流域的な現状把握」でございます。

^{ひとくら}一庫ダムにおきましては、選択取水設備、浅層曝気設備、深層曝気設備を運用しております。これにより、アオコの原因となるミクロキスティスが減少傾向にあります。また、選択取水設備により下流浄水場においてカビ臭や濾過障害も発生していないという状況でございます。

12ページです。「流域の土砂生産・移動・堆積の実態把握」でございます。

土砂の堆積場所や堆積量を把握するために土砂動態マップを作成しております。これは左下の絵でございます。

^{ひとくら}一庫ダムの堆砂量につきましては、右のグラフですが、大きく計画値を超えていないという状況でございます。

13ページです。「モニタリングの実施」です。

河道掘削等の実施にあたりましては、猪名川自然環境委員会の助言を得ながら工事を実施しております。工事後のモニタリングを行うことで生息環境の回復を確認している状況でございます。

14ページです。

「生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工」ということで、今回は護岸工事を行うにあたってヒメボタルの移殖を行い、影響を回避したということでございます。

15ページです。

「河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけ」ということで、油分等の河川内への流入を回避するために、橋面排水の流末を直接河川に流すのではなく、河川外へ流すよう指導したということでございます。

16ページです。

「河川環境の保全と再生のための人材育成」ということで、活動団体や市民の参加による外来植物対策勉強会を開催して、処分方法など正しい知識と対策方法の情報共有を図り、多くの人が取り組めることを行っております。

以上で「河川環境」までの説明を終わらせていただきます。

○中谷委員長

説明、ありがとうございました。

それでは、委員の皆様、資料－1－2、1－3に関して議事を進めますので、質問、

ご意見等々ありましたら、どうぞご発言ください。はい、亀井委員、どうぞ。

○亀井委員

資料－１－２の８ページ、左下の「実施内容」のところの未整備の赤いラインの部分ですが、この図でいきますと、高水敷の中に地道のようなイメージを描かれているんですが、この赤いラインの上の整備済みのところは高水敷が低水敷の際までコンクリート固めになっているように思います。それで、今後もこの藻川右岸側の未整備の赤いラインのところは高水敷をコンクリート固めの道にするような工事予定でしょうか。

ここは草地で足に優しいので、昔から猪名川の下流域の中では遠方からもたくさんの方が散歩にお見えになるエリアだったんです。現在は、いろいろな草の背丈が高くなってそういう人たちが入りにくくはなったんですが、草刈りのシーズンで土手の視界を遮るものがなくなったときはまた毎年たくさんの方が朝な夕なに散歩をするところなので、この小径のイメージの工事予定の中身を少しお聞きしたいと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 副所長 沢村）

今、委員が言われてます下流部の赤い部分なんですけど、具体的にどういった形状でやるのかというのは検討している最中です。多分、固めることはしないと思うんですけど、今のまま砂利の形にするのか、どういう手の入れ方をするかというのはまた今後検討していきたいなというふうに思います。

○亀井委員

ありがとうございます。

○志藤副委員長

後ほどの「治水・防災」のところと合わせて言おうかなと思ったんですけども、「人と川とのつながり」のところの方が大きいテーマになっているようなので、先ほど出た防災意識の話とちょっと絡めて、そちらから幾つか質問させていただこうかなと思います。

まず「人と川とのつながり」のところ、住民参加で川のことをさまざまな角度で理解しましょうということで、そこに棲んでいる生物とか、あるいは川の危険性ということを進めているのですけれども、その中の特に10ページのまるごとまちごとハザードマップ。これは、町なかにハザードマップや看板の設置を進められつつ、それを実際に市民参加で学ぼうじゃないかと、こういうふうな取り組みだと思うんですけども、まずはまるごとまちごとハザードマップの設置自治体で豊中市がゼロというのはなぜなのかなというのをちょっと教えてほしいんですね。それが1点目です。これは豊中市さんにはどういうふう

に働き掛けを行っているのかということですね。

それと同時に、それを使って出前講座をやっておられると思うんですけども、これはどういう働き掛けでやっておられるのかなど。写真を見ると、小学生を対象にというふうに書いておられるし、平成28年度は51名という報告なんですけれども、これは一つの小学校に行って51名だったのか、それとも複数の小学校へ行っておられるのか、そもそも小学校でいいのか、こういうふうな話ですね。

それに絡めて、7ページのところで、パワーアップ説明会ということでシルバーの方々にはハード対策の説明会をされているようなんですけども、これは治水対策、防災意識等を含めた幅広い説明をされているようにも読み取れるのですけれども、そのシルバー人材の方々をなぜ対象にされたのか。

何でそういうことを言いたいかという、幅広い住民さんにもっとこういうふうなことを進めていかないと、先ほどの1つ目の資料のところでも住民意識、防災意識というものがなかなか進んでいない。これは計画の防災に対する住民さん側からの一つの評価点だと思うのですけれども、やっていることがあまり功を奏していないというふうなことにも受け止められますので。まあ、そこの相関関係をすぐに出すというのは難しいですけれども、100何十万と住んでおられる中の500人なので、それですぐに「防災意識が進んでない」というふうに結果を考えるのも難しいとは思いますが、一つの指標としてこれを仮に見るならば、より防災対策に対しての住民意識というものを、ハザードマップとかまるごとまちごとハザードマップとか、そういうふうな形で多様に進めていかなければならないかなと思います。そこに対して自治体からの具体的な働き掛けであるとか、あるいは国交省からの具体的な働き掛けがどれだけ進められたのかということが一つは重要なことかなと思います。

特に、平成26年は過去最大の水量だったんですよね。ということは、防災意識に関して言うならば、この水量の多さがどういうふうに関係しているのか、あるいはそれをどういうふうに各自治体は受け止めて、防災に対する意識を住民と一緒に考えていこうとされているのか。このあたりがこの計画の中での評価点になるんじゃないかなと思うのですけれども、答えられる範囲で結構ですので、答えていただけたらというふうに思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 副所長 沢村）

今、ご指摘いただいたところにつきまして、まず防災意識をどうやって向上させていくのかというお話でした。先ほど資料-1-1の7ページで説明させていただきましたよ

うに、減災対策協議会というのを開いておりまして、その中で、ハード対策だけでなく、ソフト対策についても取り組んでいくものでございます。それは当然、各市さんが取り組むべきこともありますし、その市さんが取り組むことに対して、国としてお手伝いすることがあるだろうというふうに考えてございます。

例えば、ハザードマップを市さんが作られるときに支援させていただいたり、まるごとまちごとハザードマップを作るときにはご相談させていただいたりという形で今までも進めていますし、これからもさらにこの5年間で計画的にやっていこうということで、目標を持ってやらせていただいているところでございます。

各市さんでも防災学習というのはやられておりますし、防災訓練もやられております。もしやられてない市があれば、やられている市を見本としていただくなど、そういった工夫を相互にやっていけば、防災意識も機会も増えていくのじゃないかというふうに考えてございます。

それと、先ほど小学生でいいのかという話でしたが、今、減災対策協議会でこれからの防災教育をどうするのかということを議論しているところでございます。学習指導要領が今回変わったことで、これから中学生と小学5年生向けといったことで水害等も含めた防災学習が入ってくるということを聞いてございます。そういった中で、例えば小学生や中学生の皆さんにどういった教材で防災を学習していただくのかというのを、今、教育委員会さんと相談させていただいているところです。直接小学生向けに入っていくのが難しいというのであれば、まずそれを担当されている先生方に、どういった資料がいいのかとか、先生が教えるときにどういった教材であればいいのかということも相談させていただいているところです。

あと、豊中市さんでまるごとまちごとハザードマップがないというご指摘をされているところですが、市さんと相談させていただいているんですけど、なかなか適地がございませんで、ゼロという形になってございます。今後も何とか付けていただけるようにまた相談していきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○志藤副委員長

適宜内容を、計画どおりというか、計画以上に進められているというのはよくわかりましたが、この地域は市街地のところはかなり高齢者の方が多いので、各自治体と協力して進めていく際には防災と福祉という観点も含めて話を進めていかれた方がいいかなという

ふうに思うんですね。学校の教材の一環として開発されて子どもさん向けに進められているのは非常にいい取り組みだと思し、内容としては国としてのノウハウを持っておられることを早くから子どもさんに伝えていくという意味ではすごくいいのですが、逆に高齢者の方、あるいは高齢者の方が多数住んでおられる地域の方々にこの防災ということはどうやって伝えていくのかということも合わせてご検討していただけたらというふうに思います。

以上です。

○平山委員

今に関連してなんですけれども、このまるごとまちごとハザードマップを設置するのに適当な場所というのはどういうところなんですか。今、適地がないとおっしゃったので。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 総括保全対策官 刈谷）

まるごとまちごとハザードマップを設置するにあたって、まずどういった箇所に付けばいいかということに関しまして、各市に「適地はありませんか」ということで問い合わせをして、主に小学校の近所だとか、人がよく目にするようなところをお願いしたいんですということで働き掛けをしたんですけども、設置のない自治体については、地元の意見などを踏まえて市から回答が「設置するような場所は見つかりませんでした」というような状況でした。一つ思うのは、その近所に住まわれている方が、ここに付けてもらっては困るというか、嫌だというような意見が出たのではないかなと。直接聞いてませんのでそのあたりは想像でしかないんですけれども、そういう場合には「適地がなかったです」という回答が出てきているのではないかなというふうに思っております。

○平山委員

ありがとうございます。

一つコメントとしては、公的な場所以外に設置できないのかという点が気になりました。例えば、自治会で合意を得られれば、みんながよく目にするようなごみ捨て場とかの近くに張るとか、そういう広がりもないのかなというふうに思いました。これはコメントです。

以上です。

○須川委員

資料－１－２の８ページに「小径(散策路)、『歴史文化の薫る散歩道(仮称)』」とあります。小径のテーマとしては、歴史文化も大切ですが、ぜひ河川敷でないとやれない、例えば自然とかへのアプローチをするのだというテーマが必要かと感じました。もちろん、

こういう小径によって、先ほどのハザードマップにも通じるわけですが防災意識というか、自然の激しい現場を知ってもらおうという意味もあると思います。

もう一つは、河川敷は激しい自然の現場ですが、その河川敷に行くと、多様な生き物に身近に接することができるので、植物観察会の機会などで、わくわくするような生き物に身近に接することができるんだという良い面です。もちろん、外来植物の問題など、何とかしなければならぬ課題もたくさんあるわけですが、良い面を前面に出す。そのときに、歴史文化だけじゃなくて、「自然の薫る」というのが良い表現かどうか知りませんが、そういうテーマ性があるとよいと感じました。

もう一つ、資料-1-3の6ページ。礫河原再生というのはなかなかいいことだと思います。右下に礫河原を好むイカルチドリも10個体確認されましたと書いてあります。が、「それまでは何羽見られてて、この礫再生によってどれだけ増えましたよ」というような点が説明にあるといいなと感じました。可能ならば、こういう資料で出す際に工夫していただけるとありがたいと思います。

次、7ページです。桂川で河川横断工作物、堰とか落差工の改善をいろいろ進めておられるという話を伺いましたが、猪名川でも進んでいるということで非常に注目したいと思います。

それで、対象種としてアユ、ウキゴリ、モクズガニとありますが、桂川もそうだったのですが、このアユが海産アユということなのかどうか。こういう改善をすることによってどこまで海からこの海産アユが上がってきたのか、あるいは将来的に改善することによってどこまで上げていくことができるのかという見通しがありましたら、お聞かせいただけるとありがたいと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 副所長 沢村）

今のアユの話なんですけども、7ページ目の航空写真は、左側が河口になりますので南側になります。右側に行くにしたがって上流に上っていくわけなんですけども、一番下流にあるのが大井井堰という堰なんですけども、やはりそこで一番上がってくる数が多いということなので、多分海産アユなんじゃないかなというふうには考えてございます。そこからだんだん上流に上がっていくにしたがって発見量が減っているというような状況がござい

ます。

今後という話になりますと、どこまで上がっていくのかということはあるんですけども、例えばここに書いてございます池田床固よりも上流にまだ堰もあります。魚道はあるんで

すけども、そこは上りづらいというところもありますので、そういったものをどうするかというのが課題としてはあります。

○須川委員

多分これは地域の人々がどう期待するかという問題とも絡んでくるので、もしそういう要望がありましたら、河川管理者としてまた協力していただけるといんじゃないかなと思います。ありがとうございました。

○平山委員

資料－1－2の8ページ、小径の整備のお話なんですけれども、これの「結果」のところに平成26年度の利用割合、利用者がどう利用しているかという割合が記載されています。この結果の示し方としては、整備率がアウトプットで、この利用についてがアウトカムだと思うので、両方記載されているということはいいと思うんですけれども、その整備をしたことによってどういういいことがあったのかを説明するためには、整備をする前からどれぐらいの利用者が絶対数として増えたのか減ったのかというところを見せた方がいいんじゃないかというのがコメントです。

もう一つ、これはお考えをお伺いしたいんですけれども、一方で川らしい川の利用を進めるといことも掲げてやっているわけで、これを見たときに、川らしい川の利用だと絶対言えるのは釣りや水遊びで、スポーツのところは4分の1を占めていると。これを見せるとやはり目に付くので、こういう利用をどう考えるのかですね。もちろん利用が増えればいいというのが第一段階で、今4分の1あるスポーツのところをどういうふうにしていこうと考えていらっしゃるのかということをお伺いしたいです。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 副所長 沢村）

多分、委員のご指摘されているとおりだと思っております。猪名川はこれだけ都市河川であり、河川敷にグラウンドがこれだけあれば、スポーツの数値が上がってしまうというのは仕方がないところなのかなと思っております。

それから、今後の使い方ですが、今スポーツで利用されておられる方も別の日には別の使い方があるんだよということを見つけていただかなければいけないのかなというふうには思っております。それが具体的にどんなやり方だ言われたときには、今のところはまだ見つかっていないというのが現実かなというふうに思っております。

○平山委員

1点だけ、コメントといたしますか、私が思うのは、まず利用が増えるということがい

いことなので、スポーツに関連させて水辺に少し目を向けてもらうような時間だとか情報提供をすることで、いろいろな使い方を許しながらも、そういう人たちにも水環境だとか水辺の生き物に目を向けてもらうような働き掛けがあると、説明もつきやすいですし、取り組みとしては広がりがあっただけいいんじゃないかなというふうに思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 副所長 沢村）

グラウンドとかは各市さんが占有されていますので、その市さんには、後で出てきますけど、河川保全利用委員会の方から、河川の環境、川らしい使い方ということを利用者さんにもっと知っていただくような取り組みをしてほしいというふうなご意見もいただいております。当然、使っておられる市さん、そこから利用者さんの方にどういうふうにスムーズに流れてそういう活動が広がっていくのかというのは今後期待したいところではあるんですけども、それはちょっと長い時間が掛かるのかなというふうには思っております。

○平山委員

ありがとうございます。

○中谷委員長

では、上田耕二委員。

○上田耕二委員

先ほどの副委員長さんと同じ質問になるのですが、

資料－１－２の10ページの件ですが、「結果」のところ「合意」というくだりがありまして、私も最初この合意というのは何の合意かなと。まあ、市町村というか、自治体の合意を取らないとできないということで、その合意というのは、視角とか、あるいは視距とか、その設置場所のピンポイントの話かなと思っていたのですが、先ほどのご説明では、どうも立てることそのものの合意が得られないというふうなお話だったと思うんです。そのときに、この場所に立てられると、この場所がそういうイメージで見られるというのか、知らない人にも「ここは水害の場所」という認識になることで理解が得られないのだろうと、こんなお話だったんですが、そういう理解でいいんですかね。

それと、確かに設置数にばらつきがございまして、このばらつきについては、合意が得られないとか、いろんな要因があるんだろうと思いますが、少ないところというのは、意識とかじゃなく、浸水リスクが低いという捉え方も間違っていないんですかね。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 副所長 沢村）

先ほどありました、場所が嫌なのか、全般的に嫌われているのかという話なんですけど、

それはどちらもあります。ピンポイントで「そこだったらオーケー」と言われるところもあれば、先ほども言いましたように、全般、「その地域では困ります」という意見が出てくるところもあるということでございます。

○上田耕二委員

だから、それはどこへ持っていってもダメということですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 副所長 沢村）

はい、そうです。

あと、リスクのことからいいますと、尼崎市は一度猪名川が氾濫すると大きく広がるんですけど、池田市というのは比較的川沿いだけが浸水するという形になります。そうすると、適地がそれだけ狭くなるので対象箇所は減っていきます。それと、川西市が多いのは、先ほど言いましたように、直轄の区間もあれば県の区間もあるので、県の区間でも設置しているので数が増えているというのが事実でございます。

以上です。

○中谷委員長

松岡委員、どうぞ。

○松岡委員

資料－1－3の11ページ、一庫ダム^{ひとくら}についてちょっとお尋ねします。一庫ダム^{ひとくら}は選択取水という方法と深層水、浅層水の機能を働かせているんですけど、これはマニュアルがあると思うんですが、稼働状況を教えてもらうことはできるんでしょうかね。もう10年近く経っているんですが。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 副所長 沢村）

どれだけの頻度でどれだけ動いているかというところまでは準備できてございません。申し訳ございません。

○松岡委員

マニュアルがあると思うんで。いつになったら動かすのか、いつになったら止めるのかというのが知りたかったんです。何か基準があるんだと思うんですが、それは後でモニタリングをやったときにどういように影響が出ているのかなど。例えば水温が2℃下がるとか、こういうことが考えられるだろうと思っています。多分、その下流の石についているコケの類が変わってきているはずだと思うんですが、これはどうかなという質問がしたかったんです。

それと、深層水、浅層水、これと選択水の運用はどれが一番効果があるのかなという疑問を持ってます。効果があるのならば、それはすべてを使えばいいと思うんですが。

○中谷委員長

今の質問に対して、わかる範囲で結構です。

○河川管理者（水資源機構 ^{ひとくら}一庫ダム管理所 所長代理 林）

^{ひとくら}一庫ダム管理所の所長代理の林と申します。

まず、^{ひとくら}一庫ダムは、ご指摘ありましたように、浅層曝気と深層曝気という2種類の曝気装置を付けております。浅層曝気の方は、主に表層のアオコ等の改善を図るために稼働させております。稼働時期につきましては、春先、今年ですと4月1日ごろから11月の中旬まで実施しておりました。深層曝気につきましては、主に貯水池の底の方の溶存酸素量（DO）の改善を図るということで稼働させておまして、こちらはゴールデンウィーク明けの5月の半ばから11月の半ばまで稼働させておりました。

状況としましては、その曝気装置を設置して、特に改良型の曝気装置というのを平成23年から運用しております。運用以降現在まではアオコというのはほとんど見られなくなっております。合わせて、深層曝気も夏場の貯水池底層における溶存酸素の低下を防ぐことができしております。

現在の実施状況としては以上です。

○松岡委員

はい、ありがとうございます。

もう一点。多分モニタリングされていると思うんですが、下流の水温については影響はないのでしょうか。

○河川管理者（水資源機構 ^{ひとくら}一庫ダム管理所 所長代理 林）

ダムの下流の水温につきましては、選択取水設備を併せて運用しております。水質観測装置によりダムの鉛直方向の水温分布と流入水温を毎日把握しており、下流へ放流する水温は流入水温以上となるように選択取水設備を運用し下流へ放流している状況です。

○松岡委員

本来は、自然界だったら、例えば20℃台ある水が放流されているはずという場合に、それが曝気されても選択されても猪名川に流れていく段階では別に影響はないということですか。ダムの中の話でなしに、ダムから放出された水温に関して。

○河川管理者（水資源機構 ^{ひとくら}一庫ダム管理所 所長代理 林）

ダムによって上流と下流で大きな水温の差が生じないように下流河川の水温をモニタリングし、最適と思われるところから取水して放流しております。上流部と下流部の水温差を比較して、ダムから異常に冷たい水が出ていることがないように毎日確認しております。

○松岡委員

わかりました。ありがとうございます。

○中谷委員長

それでは、私の方から質問を1つ2つと、あと少しコメント的なことです。

島の内地区、要は堤防に囲まれたところがありまして、一番初めの資料を見せてもらうと、そこへ降った雨を排水できるのは1カ所だけで、毎秒24m³/sの能力ということなのですけど、細かい話ですが、これは猪名川なりの河川水位とその吐き口の関係はどうなんでしょうか。

というのは、その上に降った雨を幾らか想定したりすると、内水の吐き口がなくてどうなるんだろうかと。24m³/sあれば溢れる前はかなり吐けるのかなというような気がしてお尋ねなんですけど、要は川の水位がどれぐらいまで上がるともう吐けなくなるかとか、その辺の話を一つお尋ねしたい。

それと、どこかに協力団体への支援というのを書いていたと思うんですけど、それは具体的にどんなことかというのが聞きたかったんです。

あと、コメントですけども、こういう市街地で、まるごとまちごとハザードマップなり、取り組みが進められてきてて、要は道一つ隔てれば市の境界があると。島の内だけでも豊中、尼崎。伊丹はあまり浸からないということになっているんですけど、氾濫危険水位りになれば、ほぼ自動的に自治体さんとしては避難準備情報なり勧告なり指示を出すということになる。多分、ダムの効果を考えると、そんなに頻度はないと思うんですけど、そうなったときに、ちょっと言い方は乱暴ですけど、会議の上では「うまくやりましょう」ということになっているんですけど、果たしてそれを住民さんへおろしたときに隣り合う自治体さん同士がうまくいくのかと。例えば「市の境界を超えているけれども、一番近い避難所はここですよ」というようなケースもあり得るかもしれませんし。まあ、河川管理者としてはどこまで立ち入るかという話があるんですけど、そういう協議会を回してもらう折には、実効性のある対策を想定していただくといいのかなと思ってます。

この辺は、「ここまで浸かりましたよ」という標識を付けたらいいときもそうなんですけど、これはまた話が長くなりますが、例えば小学校と連携して、子どもたちと一緒に

に場所を決めて付けに行くとかすると、親も含めて「今日、こんなことをしてきた」とかいう経験もあるし、そういう方向へうまくつなげていくといいなど。

あと、氾濫するということで色塗りしてしまうと大変広い範囲なんですけど、例えば地図を見せてもらおうと、島の内の中にも小学校が幾つかあったりとか要配慮者施設というのもありますので、何かそういうところにうまくマッチした形で危険性をお伝えして、それに応じた地域での対応ができるようになるというふうに思っています。特に防災拠点の端っこはたしか豊中と尼崎の境目で、場所は尼崎市なんですよね。そうすると、やっぱり地元自治体さんもうまく運用できるようにしておかないと、話がまたややこしくなるのかなというような気がしております。

最後の方はまた今後いろいろ進めていただく際に参考にさせていただければと思います。初めの2つをちょっと教えていただければありがたいです。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 副所長 沢村）

資料-1-1の8ページですが、島の内から出すポンプが $24\text{m}^3/\text{s}$ 。この絵でいきますと、左下の北部浄化センター、グリーンで塗ってあると思うんですけども、そこから猪名川に排水されてます。ポンプ排水ですので、川の水位が上がっても出せる状況にはなっていない。ただ、その $24\text{m}^3/\text{s}$ というのがそんなに大きい量ではないので、氾濫すると、これだけ浸水してしまうということになります。ですから、これは、ここで排水ポンプが動いた上でもこれだけ浸かってしまうという絵になってございます。

○中谷委員長

逆算すると、何mmぐらいになるんでしょうね。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 副所長 沢村）

ちょっとそれは何とも。すいません。

それと、先ほど市をまたいで避難というお話がございました。それにつきましては、先ほどから説明させていただいてますように、減災対策協議会に各市さんに入っていた中で、広域避難ということで市をまたいだ避難についても今後考えていかないといけないだろうと。特にこの猪名川につきましては下流部がかなり浸かってしまいますので、山手の方に逃げるにしても隣の市まで行った方が近いという可能性もあります。そういった中で、下流の浸水域になっている各市さん同士で協定等を結んでいただいて、何とか近いところに逃げられるような算段ができないものかということで、今、その協議会で議論させていただいているところでございます。

あと、子どもたちも一緒にまるごとまちごとハザードマップを使って学習していけばというお話がございました。実際、今、各市でいろんな取り組みをしていただいております。例えば、図上演習というものも各市でやっていただいていたたり、その中に小学生の皆さんにも入っていただくとか、親御さんも一緒になって取り組んでいただいているところです。そういった取り組みの中で、バラエティーというか、少し手を広げたようなことも今後考えていければというふうに考えております。

防災拠点のお話は、先ほど委員長もおっしゃいましたように、ちょうど真ん中ですので、隣同士で寄り添って、両市のいろいろな使い方を考えていただいた中で有効な使い方というのは出てくるとは思いますので、協力し合って、国も一緒に考えていきたいというふうに思っています。今のところは、まだ検討している最中というところでございます。

以上でございます。

○中谷委員長

協力団体の関係はどうでしたっけ。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山口）

事例の一つとしては、例えば外来種除去みたいなことをNPOの方でやっていただく時に、ゴミ袋を提供するといったことを行っています。

○中谷委員長

それでは、時間の関係もありますので、委員の皆様、関連することがあれば後のパートでまたご発言いただければと思います。

あと、資料－1－4から1－6、「治水・防災」「利用」「維持管理」というのがありますので、そちらの説明をお願いできますでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 総括保全対策官 刈谷）

それでは、資料－1－4「治水・防災」の説明をさせていただきます。

資料は3ページからになります。

「破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の確立」ということで、平成28年6月に浸水想定区域図の見直しをしております。現在は、自治体の方もハザードマップの見直しをしております、池田市と川西市ではハザードマップを更新し、公表しているという状況でございます。

4ページです。

「河川に集中させてきた洪水エネルギーの抑制／分散対策の実施」ということで、猪名川は総合治水河川となっております。その中で流域に調整池を整備するというも行っております。その結果、河川への負担を軽減しており、今後も引き続き行っていくことにしております。

続きまして、5ページです。

「堤防の強化対策の実施」ということで、堤防強化対策のメニューとしまして浸透対策・パイピング対策、侵食・洗掘対策、天端舗装及び法尻保護という4つを実施しております。このうち侵食・洗掘対策については完了しております。他につきましても引き続き対策を行っていくこととしております。

6ページ、7ページはその具体的な場所、内容ですので省略させていただきます。

8ページです。

「上下流バランスの確保、河道流下能力の増大」ということですが、猪名川は、戦後最大洪水である昭和35年台風16号を安全に流下させるため、現在、河道掘削を実施しているところでございます。平成28年度末の進捗率は86%となっております。状況につきましては、左下に平面図で示しております。

9ページです。

「洪水調節の効果的な実施による洪水位の低減状況」ということで、^{ひとつくら}一庫ダムにおきましては洪水調節を平成26年度に2回、平成27年度に1回、平成28年度に1回実施しているところでございます。平成26年8月17日の洪水におきましては、最大流入時に318m³/sの流量を低減させているということでございます。その結果400万m³を貯留したということで、これは京セラドーム大阪の3杯分。河川水位でいいますと、多田院の観測所で約0.6m低下したというふうに推測しております。

10ページでございます。

「地震対策事業の実施」ということで、施設の点検を平成24年、25年度に実施しております。堤防に関しましては、対策が完了しております。樋門に関しては、優先順位が高い鶴田排水樋門から実施していく予定にしております。排水機場につきましては、建て替えも含めて検討が必要な状況でございます。

11ページです。「津波対策事業の実施」です。

津波ハザードマップの作成時には、津波発生時の猪名川の氾濫についての基本情報の提供を行っており、作成支援を行いました。ということで、豊中市と尼崎市の津波ハザード

マップを図示してございます。

「治水・防災」につきましては以上でございます。

引き続きまして、資料－１－５「利用」についてでございます。

２ページ、「川の安全利用施策の実施」ということです。

安全利用点検を行いまして、補修必要箇所につきましては全て補修を実施しております。一方、利用の方では、水難事故の対策として、水辺で遊んだり、水辺で学ぶイベントの開催時には啓発活動を行っております。近年の水難事故はございません。

続きまして、３ページです。

「「川に活かされた利用」の実施」ということですが、これは先ほど「河川環境」の20ページで説明させていただきましたので省略させていただきます。

４ページです。「陸域・水陸移行帯の秩序ある利用に向けての誘導」ということでございます。

猪名川・藻川河川保全利用委員会を開催して、グラウンドとして利用していた池田市の多目的広場において、「自然に配慮した利用について検討すること」という助言を受けまして、自然広場と位置づけ、今後は自然に配慮した利用を行っていくこととなりました。これは、先ほど委員から、質問といたしますか、コメントをいただいた内容にも通じるものかと思えます。

続きまして、５ページです。

「陸域・水陸移行帯の秩序ある利用に向けての誘導」ということで、ゴルフ、ラジコンなどの迷惑行為に対しましては禁止警告看板を設置しております。また、巡視時におきましても指導・啓発を行っているところでございます。

６ページ。

「憩い、安らげる河川の整備」ということで、小径につきましては「人と川のつながり」で説明させていただきましたので省略させていただきます。

７ページです。

「ホームレス対応内容・確認数」ということですが、猪名川におきましては、管内のホームレスは現在３名ということになっております。定期的に巡回して指導を行うとともに、出水期前や台風接近時には現地でチラシ配布による危険性の周知も行っているところでございます。

以上が「利用」についてでございます。

引き続きまして、資料－1－6「維持管理」でございます。

2ページです。

「堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理の実施」ということで、点検要領に基づいた評価を行って、補修を実施しました。また、一庫^{ひとくら}ダムについては変状は確認されなかったという状況でございます。

3ページは「堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理の実施」のダム機能についてでございます。

これにつきましては、堆砂量が計画値ぐらいなので特に問題ないということで、「河川環境」の方で説明させていただいたとおりでございます。

4ページです。「許可工作物の点検整備及び対策についての施設管理者への指導」でございます。

許可工作物に係る施設維持管理技術ガイドラインに基づく点検を設置者に依頼しております。その結果、河川管理者に報告がございました。要補修箇所の全てが補修済みということになってございます。

5ページです。「河川区域等の管理」でございます。

景観や環境に配慮しながら樹木伐採を行っております。伐採した樹木につきましては、仮置きし、無料配布に取り組んでいるということでございます。

6ページの「ゴミの不法投棄及び処分の内容」につきましては、再掲ですので、省かせていただきます。

あと、不法係留につきましては、前は1件ということでしたけれども、今回も1件で、進捗はないということで口答で説明させていただきます。

以上でございます。

○中谷委員長

3つのパートの説明、ありがとうございました。委員の皆様、ご質問、ご意見等ありましたら、いかがでしょうか。はい、上田耕二委員、どうぞ。

○上田耕二委員

質問ばかりで申し訳ございませんが、樹木伐採について今までの委員会でも項目として挙がってますよね。今回「公募型伐採」というふうな表記がございますが、これは、個人か法人かが手を挙げて、その人に無料で刈ってもらおうと。河川管理者の費用は要らないと、こういう理解でいいでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 副所長 沢村）

そのとおりでございます。

○上田耕二委員

ちなみに、この場合はヤナギですか。樹木名というか、木は。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 副所長 沢村）

比較的、ヤナギが多い状態です。最近は他の木も出てきてはいるのですが、やはりヤナギが多いです。

○上田耕二委員

なるほどね。わかりました。それで、1件ということは、1件しかそれに手を挙げられなかった、こういうことですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 副所長 沢村）

はい、そうです。

○中谷委員長

いかがでしょうか。はい、亀井委員、どうぞ。

○亀井委員

「利用」の5ページですが、迷惑行為について何カ所かここに記入されておりますけれども、この迷惑行為を行っている場所の河川敷の様子が大体何か共通している状態だと思うんですよ。それで、そこの河川敷の状態がこういう感じになると、そういう迷惑行為が発生しやすいというようなポイントはありますか。

それと、この迷惑行為については、1人でたまにゴルフクラブを持って、周りをちゃんと見た上で少し素振りするとかという方は、特定な場所じゃないと思うんですけど、何ヶ所かあると思うんですが、ここでチェックされているのは、恐らく日常的に何名かでグループになって、正直言って、そこの場所を草むらのままじゃないようにもう触ってしまつて、長期に渡って利用していることが多いと思うんです。そういう場所は私も何ヶ所か知っているんですが、無許可の運動公園と一緒に、工事によってそういうことができなくなる形態になると、もう逆に諦めざるを得なくて、どこかへまた別の場所を見つけるか三々五々散っていくということになるので、巡視で回られたときにも、これ以上進むとそういうことが発生しやすいなというポイントがあれば。私たち川が好きな人間は、ふだんそういうところがあまりないように個人的にも手を入れたりしてるので。

ただ、一般市民同士、トラブルすることは一切避けねばいけないと思います。だから、今

まで巡視に回られた方が、看板を立てるだけじゃなくて、しつこく声を掛けてくださることを私たちはすごく望んでたんですが、この報告によりますと、実際そういうこともされて少し減る傾向になっているのかなというふうに感じてます。

それで、ここで申し上げるのはちょっと申し訳ないんですが、こういうふうな川の荒れ方になると、一般市民がグラウンドを造ったりするというのは、逆に、一級河川でなくて、県が管理している場所で自治体そのものがすごく危惧意識を持たれているんです。入ってグラウンドを造られてしまうと、どうしようもない。だから、悪い例なんですけど、そういうこともありますので、この迷惑行為については、川を愛する人たちがみんな気持ちよく使えるように、お互いに自重しながら川を共有して楽しむという方向に一歩ずつでも進んでいけばいいなと感じています。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 副所長 沢村）

委員のおっしゃるとおりで、河川管理者としてもそういった無許可で迷惑行為をされる方ができれば減ってほしいということで巡視の際には声掛けとかを行っています。明らかに広がっているというときには、悲しくはあるんですけども、工事の際に踏みつけるといようなちょっと意地悪なこともせざるを得ない状態になってございます。そういった中で、少しでも減らしていければというふうな管理者としての思いもありますので、いろんな手を尽くしてやりたいとは思っているんですけども、隠れてこそっとやられたり、木の陰だったりすると、なかなか見つからないこともあります。そういったところは巡視の際に見てもらってはいるんですけど、全てが全て毎日見れているわけではないというのが実態でございますので、また今後もそういったことを心がけて、巡視なり、現場を管理していきたいというふうに思います。今後ともよろしくお願いします。

○中谷委員長

はい、須川委員。

○須川委員

先ほど委員長が協力団体の話をしておられて、最初の資料－1－1の5ページに、多分これはあるときの団体名だと思いますけども、「神崎川水質汚濁対策連絡協議会 猪名川分科会」という形でリストが載ってます。私の知っている団体名なんかも入っているんですが、川西、宝塚のところで「近畿地方整備局」と書いてあるのは、たまたまその団体がないから河川環境課とか河川事務所名が入っているのかなと理解したわけですけど、この協力団体というのはどういう形で連携ができているのか。いろいろあると思うのですが、

そのあたりをご説明ください。今回の話では、多面的な協力、特に自然環境の保全に関わる団体にどういうものがあるのかという一覧は他のところにはなかったもので、この猪名川分科会のところで簡単にご説明いただけたらありがたいと思っています。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 副所長 沢村）

まず猪名川の河川協力団体につきましては、資料－１－３「河川環境」の３ページ目なんですけども、右側の「実施内容」にありますとおり、流域ネット猪名川さんと、自然と文化の森協会さんの２団体になってまして、外来種の駆除活動をしていただいています。

先ほど言われました資料－１－１の５ページ目の団体さんについては、猪名川で身近に活動していただいている各団体さんということで、この猪名川分科会のメンバーとして入って活動していただいている状況でございます。通常、各団体さんが各々の活動をされている中で、水質改善とか、そういった取り組みをされている部分を切り取ったような形で一緒にやっているということでございますので、先ほどの河川協力団体さんとは若干性質が異なっております。それぞれでやられている活動について一緒に活動させていただいたり、ゴミ袋を提供させていただいたりとか、いろいろな形での支援をさせていただいているということでございます。

○須川委員

桂川のときもお話しさせていただいたのですが、連携するのは大切なのですが、河川レンジャーが現在１名ということで、これはまだまだ増やす余地もあると理解していると思うのですが、その方たちが橋渡しをするという形になるのだと思います。そういうことも大切だと思いますし、それから、猪名川河川事務所自体に自然担当の方もおられるでしょうから、そういう方とのつながりというもの。もちろん個人的にはいろいろお持ちだ思うのですが、できるだけオフィシャルにしていくという流れが大切だと思います。

この協力団体のネットワークとか、協会の中で連携団体もお持ちだ思うので、猪名川というのは身近に自然環境を見ることが出来る貴重な場所であるという認識を全体で高めていくという、何かそういう仕掛けがもっとはっきりするといいいかなと思いました。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 副所長 沢村）

ありがとうございます。

○中谷委員長

他にどうでしょうか。はい、どうぞ。

○志藤副委員長

ちょっと質問なのですがけれども、「治水・防災」の4ページのところで、洪水エネルギーを抑制・分散させるためにさまざまな対策が取られているということで、平成26年から28年は川西で新規の調整池を整備されて進んできてますよと、こういう報告だったと思います。これは当初の整備計画から考えると、例えば池田だったら当初よりも184.3%ということで整備計画よりも2倍弱ぐらいの大幅な対策容量の増加を図っておられるんですけど、一方で箕面のあたりでは46.1%。この差と中身というのはどういうふうに考えていったらいいのかということをおちょっと教えていただけませんかでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 副所長 沢村）

この流域整備施設というのは、基本的に、開発地域がありまして、開発地域の中で調整池を造っていただくという形になってございます。ですから、池田市につきましては、その開発した範囲が比較的多くて、その分ボリュームが上がったという形になっています。逆に箕面市はもとの計画よりも開発面積が進んでいないので、数字が上がっていないという形になってございます。

○志藤副委員長

これの大阪と兵庫の合計のところは73.9%。両方の合計の平均値を取っておられますけど、これは、対策容量の計画論的に言うならば、100%まで持っていくことはあまり意味がないのではないですかね。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 副所長 沢村）

言われるとおりです。100%に絶対持っていかなければいけないというものではありません。当初、計画時ではどれだけ開発するかという見込みのもとで計画しております。それよりも開発面積自体が減っていますので、おのずと必要分は貯まっているということになります。

○志藤副委員長

はい、わかりました。

○中谷委員長

他によろしいでしょうか。

資料－1－3「河川環境」の9ページ。ダムから補給してうまく運用してもらっているのですが、その2つ前の7ページに井堰が書いてありまして、改修も進んでいるというところで、これらは全て慣行水利ではなしに許可水利になっているということによろしい

でしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 副所長 沢村）

慣行水利のものもまだ残ってございます。全てが許可水利になっているわけではありません。ただ、補給は、慣行水利分も補給しますから、当然出てはきます。

○中谷委員長

そうすると、9ページには「取水制限」とありますが、これは、上水道も含め、農業用水も含め、そういう制限をしたということですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 副所長 沢村）

そういうことでございます。

○中谷委員長

ニュースなんかではよく、水道ですと、バルブを締めに行ったりとかあるんですけど、例えば井堰からの取水だと、結果として取れているじゃないかというようなところもあつたりするのかなと思うんですけど、ダムからこういう補給をするときに、世の中全体で制限してますよという中で、例えば取水量のチェックとか、そういうのは何かできているのでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 副所長 沢村）

確かに農業用水は、言われますとおり、堰で取水しておりますので、堰板がちゃんと取れてたら水が取れるけど、堰板を入れると若干入れる量が減ったりすると思います。実際、そういう取水制限に入ったときに、河川管理者として、利水者の協力を得て現場の立ち会いをしたりということはやっていく必要があるとは思ってございます。

たまたまこの平成26年の渇水につきましては、14日で、あまりひどくもなかったのも、そういった細かなところまで突き詰めてというのはなかったかと思いますが、平成14年の渇水ときはかなり厳しいところがありました。どういうふうに締めていくのかというのは利水者と河川管理者が一緒になって調整していくべきことだと思いますので、渇水じゃない平常時からそういう議論ができるような場をとということで今後も努めていきたいというふうに考えてございます。

○中谷委員長

ありがとうございます。

その堰に関連して、またまた環境のパートですけど、魚道を設置したということなんです、これは河川事業として設置されたということによろしいですかね。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 副所長 沢村）

はい、そのとおりでございます。

○中谷委員長

ありがとうございます。

委員の皆さん、他に。はい、平山委員、どうぞ。

○平山委員

資料－１－５「利用」の４ページです。１点質問は、「実施内容」のところに審議案件の件数があるんですけども、これの内容、どういう案件があるのかというのを可能な範囲でご紹介いただければと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 副所長 沢村）

審議案件というのは、猪名川ではテニスコートとか緑地とかグラウンドがたくさんあります。それが大体５年に１回許可更新を受けます。で、許可更新を受けるときに審議案件になりますので、５年でワンサイクルになるということになっています。

○平山委員

そうであれば、引き続き同じ利用を許可するかどうかということですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 副所長 沢村）

そのとおりです。もともと許可していた内容がございますので、保全利用委員会の先生のご意見をいただきながら、それを同じ形態で許可するのかどうかとか、どういった取り組みをプラスしてもらおうとか、そういった議論をその中でさせていただいているということでございます。

○平山委員

今がお伺いしたかったことで、こういうことを配慮して利用してくださいねということが利用者に対して伝わるようになってきているということですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 副所長 沢村）

はい、そういうふうに委員会の場で各市さんから言っているという形でございます。

○平山委員

わかりました。

それと合わせて１点コメントなんですけれども、そのグラフの上に審議内容の公開についてホームページなどで進めていくというふうにあるんですけども、恐らくここで周知

していかきやいけないのは議論のプロセスではなくて議論のポイントで、利用について配慮してほしいことですか、「こういう利用については川としてどうなのかなという考え方があります」ですか、こういうことはやめてほしいと河川管理者は思っているとか、利用者にどういう配慮をして川を使ってほしいかというポイントだけでいいんじゃないかと思うんです。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 副所長 沢村）

今、委員からありましたとおり、このグラフの左横にあります「猪名川・藻川河川保全利用委員会通信」というチラシみたいなものを作っておりまして、それをホームページに載せているんですけども、そのチラシの中には、委員会審議で委員の先生方からこんな意見が出ました、それに対して市がどう答えましたというふうなことを書かせていただいているということでございます。

○平山委員

もう一点コメントで、何も審議があったものだけを紹介しなくても、他の川の利用の仕方も紹介できると思うんです。困った利用の仕方を紹介するということもあると思うので、趣旨に合った、利用者に伝えたいことをポイントだけ載せる方がいいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○中谷委員長

他にいかがでしょうか。はい、上田耕二委員、どうぞ。

○上田耕二委員

「治水・防災」の4ページですが、猪名川流域総合治水対策協議会ということで、淀川管内といいますか、こういう名称のこういう組織というのは多分木津川とか桂川とか宇治川にはないんじゃないかと思うんです。これは河川管理者が積極的に音頭を取って作られた組織と思いますが、他の河川にこういうのを創っていくとか、そういうことはどうなんですか。例えば木津川とか。まあ、木津川はちょっと広いし、宇治川なんかであればそういうことができるのかなと思うんですが。

それと、これはどういった経緯で。多分、もう河川も広げられないし、引堤とか、あるいは堤防の嵩上げというのもできないしということで、そういう地形的な経緯からこういう協議会が作られたのか判りませんが、こんなものを他の川で作って、流域全体で治水対策をしていくということはどうなんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 総括保全対策官 刈谷）

猪名川は総合治水河川というふうに位置づけられておりまして、他の河川とは違う、指定と言ったらいいんですかね、そういうのがあります。もとをただせば昭和54年に猪名川が総合治水対象の河川ですよという指定がありましたので、それをきっかけに河川改修と合わせて流域での対策をしていきたいと思います。

○上田耕二委員

ある意味、そういう河川に指定されて、好むと好まざるとにかかわらず、作らないといけないという。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 総括保全対策官 刈谷）

そうですね。その指定によって、この協議会があるということでございます。

○上田耕二委員

わかりました。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 副所長 沢村）

冒頭でも説明させていただきましたけど、猪名川は比較的急に都市化が進んだ地域でございまして、急に都市化が進みますと、雨が降ったら水が一度に出てくるということが問題となりまして、一時期でも水が貯められるようなことをやらなければいけないんじゃないかということで、その当時、昭和50年代に開発がどんどん進んでいる中で急いで取り組むべき河川が選ばれたということでございます。

○上田耕二委員

わかりました。

○須川委員

今のことも関係するのですが、資料－1－4「治水・防災」の8ページで、結局、左下の図の余野川合流までが国の管理で、そこから上流部が県土木の管理になっています。この区間は防災意識がすごい高いというか、氾濫するんじゃないかということですごい手直しをしておられるように見聞してます。

それで、ここで書いてある「上下流バランス」というのは、神崎川とのことを書かれているのですが、上流での整備も河川敷の中に岩盤があったりしてなかなか進まない。でも、何とかしないとイケないと上流はやっている状況と理解しているのですけれども、下流部の国区間の方は上流がやっても大丈夫なように十分できているよというふうに理解しているのか、バランスのことですけれど。県土木が上流で整備を進めると下流の流量は増えて

きますね。でも、それはもう大丈夫な段階になってますよというふうに理解していいのかわかるかという点をお教えいただきたいです。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 副所長 沢村）

今、委員がおっしゃいましたとおり、いわゆる下流が安全でないと中流が流せないし、中流が安全にならないと上流が流せませんので、下流で流せる程度しか上流は流せないという形になってます。今、上流を一生懸命工事されているのはこの直轄と神崎川の改修が進んできているからでございますので、上流のその次の段階には下流もまたやらないといけないという形になります。そういったバランスを取っていくということでございます。

○中谷委員長

委員の皆様、他にいかがでしょうか。

先ほど来それぞれ委員さんから指摘があったんですけど、例えば土砂管理にしても別途委員会を設けられていろいろ検討されてますので、要点として「こんなふうな検討をして、こういう方向性で行ってますよ」的なことも適宜この委員会でご紹介いただければ、またより一層理解が進むかなというようなことを思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員の皆さん、よろしいでしょうか。では議題はここまでにさせていただいて、いつもどおり、傍聴の方でご発言の希望がありましたらお伺いいたしますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、私の役目はここまでとさせていただきます。事務局の方、よろしくお願い申し上げます。

3. 閉会

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 吉田）

ありがとうございました。

本日の議事録は、事務局でとりまとめて、各委員にご確認いただいた後にホームページで公開させていただきます。

それから、1点、おわびというか、訂正です。前回、年明けに第3回の開催もあるようなお話もさせていただきましたけれども、これまでの各委員への事前説明でご意見、ご意向を賜りましたので、今年度については、11月の桂川、それから今日の猪名川の進捗点検をもって委員会としては終了したいと思います。

それでは、これで平成29年度淀川水系流域委員会地域委員会(第2回)を終了させてい

ただきます。ありがとうございました。

[午後3時59分 閉会]